

令和6年(2024年)第2回ニセコ町議会定例会 第4号

令和6年(2024年)3月15日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 1号 第6次ニセコ町総合計画の策定について
- 3 議案第 2号 ニセコ町道路線の認定について(中学校西通)
- 4 議案第 3号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 4号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 5号 教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 9号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 10号 ニセコ町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 12 議案第 11号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第 12号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 14 議案第 13号 ニセコ町草地畜産基盤整備事業の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 15 議案第 14号 ニセコ町公園条例の一部を改正する条例
- 16 議案第 15号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例
- 17 議案第 16号 ニセコ町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
- 18 議案第 17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算
- 19 議案第 18号 令和6年度ニセコ町一般会計予算
(予算特別委員会報告)
- 20 議案第 19号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 21 議案第 20号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 22 議案第 21号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計予算

(予算特別委員会報告)

23 議案第 22号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計予算

(予算特別委員会報告)

24 議案第 23号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算 (追加)

25 議案第 24号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算 (追加)

26 議員派遣の件について

27 閉会中の継続調査の申し出について

(議会運営委員会)

28 閉会中の所管事務調査の申し出について

(総務・産業建設常任委員会)

29 閉会中の継続審査の申し出について

(総務常任委員会)

○出席議員 (10名)

1番 高瀬 浩 樹

2番 大野 幹 哉

3番 高木 直 良

4番 榊 原 龍 弥

5番 前原 孝 植

6番 小松 弘 幸

7番 斉藤 うめ子

8番 木下 裕 三

9番 篠原 正 男

10番 青羽 雄 士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長 片山 健也

副町長 山本 契太

会計管理者 加藤 紀孝

総務課長 福村 一広

防災係主事 小西 悠貴

企画環境課長 黒瀧 敏雄

企画環境課参事 阿南 孝宏

税務課長 鈴木 健

町民生活課長 富永 匡

保健福祉課長 桜井 幸則

農政課長 中川 博視

農業委員会事務局長

農政課参事 山田 浩二

農政課参事	長	田	陽	介
国営農地再編推進室長	石	山		智
農業委員会会長	荒	木	隆	志
商工観光課長	阿	部	信	幸
商工観光課参事	三	上		進
都市建設課長	橋	本	啓	二
上下水道課長	石	山	康	行
総務係長	樋	口	範	幸
財政係長	浅	井	理	登
監査委員	佐	竹	三	郎
教育長	片	岡	辰	三
学校教習課長	淵	野	伸	隆
町民学習課長				
子ども未来課長	齊	藤		徹
学校給食センター長	三	橋	公	一
有島記念館長	寺	嶋	弘	道

○出席事務局職員

事務局 局長	高	瀬	達	矢
書 記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、斉藤うめ子君、8番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 議案第1号

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、議案第1号 第6次ニセコ町総合計画の策定についての件を議題とします。
質疑はありませんか。
3番、高木議員。

○3番（高木直良君） おはようございます。総合計画につきましては、これまで審議会を通していろいろな方の意見を踏まえながら作成したものと思っております。パブリックコメントなどもございまして、私も意見を出したところです。私が質問したいのは、こうした将来計画、かなりの長いスパンで目指すところを今回はできるだけ簡潔にということでもとめたというふうに聞いておりますけれども、私一つは現実を踏まえて、現実をよく直視して、どこに今の課題があるかということ踏まえた計画であるべきだと思っております。当然そういう議論も踏まえてきたと思うのですが、ここに示されている冊子として見た場合、私はちょっと不足しているのではないかなと思っておりますのは、中身の中では完成形になっておりますけれども、例えば資料編が最後のページ部分に載っていますけれども、残念ながらそこには資料と言えるようなものが含まれておりません。審議委員会の委員さんの名前とかいつ会議をやったというところでとどまっております。私は、こういう総合計画の現状を踏まえる、あるいは総合計画を町民の方も御覧になって、ニセコの現状と目指すところということが分かるように、この資料編の中では客観的な資料をいくつか載せるべきだなというふうに思いました。例えば地域ごとの人口の分布であるとか、あるいは諸施設がどうなっているかというようなことなど、やはり地域に広がっている町であるからこそそういった資料はぜひ一緒に載せていただきたかったと思っております。これ見て皆さん気づくと思うのですが、ニセコの地図はどこにも出てきません。例えば公共施設の分布状況とか人口の密度の分布状況など、現状について簡潔に示したものだというのは町のほかの計画の中には資料として残っているというか、活用できるものはたくさんあります。ぜひそういうものを今回資料として参考につけるべきだったと思っておりますけれども、これについてのご見解があれば伺いたいと思っております。

- 議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） ただいまの高木議員のご質問に答えたいと思います。

これまでいろいろと町民向けに町民講座やったり、検討委員会も踏まえてやってきた中で、前任からの引継ぎもありまして、第5次の総合計画につきましては結構冊子含めてかなりボリュームもたくさんあり、内容を少しコンパクトに分かりやすくするというのが今回の第6次総合計画の趣旨であったということで、それを踏まえて皆さん検討委員会をこれまで進めてきたというのがまず経緯としてあります。今おっしゃったように、高木議員のおっしゃっている資料編の部分についても確かにそれをつけてしまうとまたかなりのボリュームになるということもあって、今回はちょっと本当に分かりやすいようにしようということで、極力ページ数を伴わないような形を取りたいということで作ってきた趣旨があったということがまずありました。ただ、今おっしゃったように、その部分については今後資料編も含めましてどういうふうに掲載したらいいかということも今後踏まえながら考えていきたいなというふうに思っております。

あと質問の趣旨まだありましたか。

取りあえず以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） あわせまして、ちょっと私のほうからまた補足で。

今課長のほうから説明をしたように、なるべくコンパクトに、他の計画の上位に当たるということで、ここに行き着きやすい形で整理はさせていただきましたということで、議員ご指摘のとおり、他にも計画はたくさんご存じのとおりございまして、例えば来年度については自治創生の総合戦略をつくる年にもなりますし、そちらのほうもきっと御覧いただいていると思うのですが、前段のほうでは相当町の状況の分析だとか、そういうことをさせていただいている計画でもございますから、なるべくそういうものの中から広報活動といいますか、必要に応じて今の人口の動態ですとか、そういうことも含めた告知は総合計画に限らずやってまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 高木議員の先ほどの質問で補足で説明を、ちょっと足りなかったもので、その関係について説明したいと思います。

資料編については、恐らくこれ高木議員のほうからもパブコメで指摘、ご意見があったところで、一応個別計画で掲載している図表とか、あと掲載していない部分についてはホームページのほうで総合計画の地域公共計画とか、あと数字で見るニセコ、それとあとその辺の総合計画のすぐ下にリンクするような、そのような形で資料編含めて分かるようにしたいというふうに考えておりますので、まずご報告させていただきます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今の回答、今後ホームページなどで関連づけるということについては了解いたしました。

その上で紙編というか、今日示されている、例えば表紙と裏表紙が一番最初に出てきます。これ

で分かるのは、裏表紙は全く何も書かれておりません。例えばこのページ、この空間を生かして、先ほど言ったように、ニセコ町の地図、地域が分散しているということなど、あるいは公共施設がどんなところに分布しているかというぐらい、あるいは川や道路、鉄道、こういったものが地図に一遍に全部総合されて掲載できますので、この1ページだけでも、これは印刷すれば済むということでページは増えませんので、例えばそういう形でもし可能であれば対応していただければ、私はニセコらしくなるのではないかというふうに思いますので、ご検討いただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） その関係については、ちょっと増刷の何か含めてやるようなことがあれば、無駄に白紙のページがないように工夫していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今の関係については、紙ベースのものもあるということなのですが、ウェブ上に載せる部分については特に問題がないので、何かしらの情報を載せるべきものは載せたいと考えます。ただ、恐らくあまり詳しいものがごちゃごちゃと載るという形にはならないと思いますので、その辺のところはご了承いただいて、検討させていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 7番、斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ただいまの総合計画なのですが、私もパブリックコメントを出しました。一つは高齢者対策と、それから第5次の総合計画で、私はそのときに策定委員でしたので、前回の第5次のときにみんなの居場所づくりということ、ずっとそれを話してきて、そしてそれは第5次にはのっているのですが、実際第5次でどこまで実現できたものがあったのかなという検証をきちっとされたのかなというところがあります。

そして、今度の新たにできた第6次にはパブリックコメントに載せた高齢者対策とか、もっと具体的な高齢者に対する対策とか、それから今申し上げた居場所のこととか、そういうのはあんまり明確というか、のっていないように思うのです。そして、パブリックコメントを求める前に総合計画ができて、パブリックコメントを募集して、そして意見を言っても本体は、本体というか、そのものは全く変わらないわけです。ちょっと1つ伺いたいのなのですが、この総合計画、12年間あって、そしてまた見直し何か4年、見直しというのですか、4年ごとにあるということですね、たしか。すみません。そのときにどれだけ改正というか、変えられるのかなという思いがあります。ですから、今の第6次については私の意見はここに入っていないし、次のときに期待したいかなと思っておりますけれども、せっかくパブリックコメントがあってもそれが計画に反映されていないように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 今の斉藤議員のご質問にお答えしたいと思うのですが、趣旨がいろいろたくさんあったので、どこまでちょっとお答えできるかというところがあるのですが、今回のまず総合計画の部分については、パブコメの部分は我々は何か環境基本計画のほうでいただいていたかなというふうに思っております。何か総合計画ではなかったかなというふうに思っているの

ですが、ちょっとその辺の趣旨はもし違っていたらあれなのですけれども、まず今おっしゃった部分の第5次の部分についてはどうかという部分については、1年置きにそれぞれ担当の原課のほうで評価をしております。それについては、公表もさせていただいているという形になっています。

それとあと、そもそも12年に一まとめでつくっているのですけれども、それは1年置きに評価もしながら、それとあと4年に1度、社会現象もいろいろ変わるものですから、必ず見直しをするようなことを検討しております。今おっしゃったように、居場所づくりについても今回みんなで学び合う未来づくりの位置づけとか安心、安全の暮らしづくりというところで5つの柱のうちの部分の中で居場所づくりの部分についても総合計画で触れております。

それとあと、どうしても今回子どもの部分を中心にちょっと見えるというご指摘は以前にも斉藤議員からもあったので、その部分についても確かに今回目立つ部分、子どもというところが主体的にあります。4番目の目標の安心、安全の暮らしの部分で高齢者含めましてお年寄りの部分についてもこの総合計画の位置づけにはのせてございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） すみません。私からもちょっと補足させていただきたいと思いますが、もともと長期総合計画につきましては昔10年というスパンでやってきましたが、総合計画の審議会の中で、首長の交代って4年置きにあるので、やっぱりそういうときに政策の変化もあるので、その時々に見直すという形で12年のスパンがいいのではないかなというようにして現在12年ということやってきた経緯がございます。

それから、居場所づくりにおきましても例えば町民センターの2階に居場所としてそういった談話室をつくらせていただいたり、あるいは中央倉庫もそもそも居場所ということを目標につくりました。ただ、今現在社会の流れ自体が居場所もいろんな形のもの、地域にも必要だというような状況になってきておりますので、引き続きやっぱり居場所についてはもっと多様性が必要ではないかということで今回もそういった方針の中で書かせていただいたということでもありますし、また総合計画の内容については随時報告もしておりますし、特に決算書の主要な施策の成果説明書というのをかなり詳細に分析をしたものを毎年出しておりますので、そちらも御覧賜れば大変ありがたいなというふうに思っています。財政につきましては、財政のそういった起債計画も含めて財政計画は別に出しておりますので、大きな大方針の下に個別の計画を入れていくと。つまり私どものブランドデザインというのはまさにこの総合計画のことでありますので、それに基づいて高齢者の計画も、執行方針でも述べましたとおり、かなりたくさんあります。そういったもので具体的な計画を書き込んでいくということで、政策の体系化をしようということの頭としての総合計画がありますので、ぜひその点ご理解賜ればありがたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 第6次ニセコ町総合計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長(青羽雄士君) 日程第3、議案第2号 ニセコ町道路線の認定について(中学校西通)の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 ニセコ町道路線の認定について(中学校西通)の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(青羽雄士君) 日程第4、議案第3号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第5、議案第4号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決しま

す。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長(青羽雄士君) 日程第6、議案第5号 教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(青羽雄士君) 日程第7、議案第6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第8、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長(青羽雄士君) 日程第9、議案第8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(青羽雄士君) 日程第10、議案第9号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決しま

す。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（青羽雄士君） 日程第11、議案第10号 ニセコ町職員の自己啓発等休業に関する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 ニセコ町職員の自己啓発等休業に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（青羽雄士君） 日程第12、議案第11号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長(青羽雄士君) 日程第13、議案第12号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

3番、高木議員。

○3番(高木直良君) 今回の国民健康保険税改定条例案に対する反対意見を述べさせていただきます。

今回の国民健康保険税の計算方法の改正案に以下の理由から反対させていただきます。1つ、国民健康保険税の該当世帯にとっては現在、これまでも大きな負担となっております。これは、協会けんぽなどとの制度の違い、協会けんぽなどの場合は使用者が半分負担するという仕組みとなっておりますし、それから計算方法も大きくその要素が違うということから、こういう状況、大きな負担となっております。これ以上の負担増はできるだけ避けるべきです。特に国保税は均等割ということで、世帯の人数によって計算されるという仕組みとなっております。こういったことから、他の医療制度と異なる、税額が増大するという要因となっております。今回の改正案のうち均等割額の増額による負担増、これは私自身が試算をしてみたのですが、仮定を置かなければ計算ができませんけれども、一応家族4人世帯ということで、所得制限、軽減がない場合、夫婦2人に対

して子どもが2人と。この場合、未就学児がいるかないかによって計算が違ってきますけれども、2つ私は想定して計算してみたのですけれども、低いほうでも年間2万円から3万円大の増額になるという、これは私なりの計算の結果です。これに対して収入状況に応じて減額措置というのが制度上あります。それは心得た上で試算してきたわけですけれども、2万円から3万円の負担が増えるのではないかとという試算結果がございました。

それから、2番目として、厚労省は2022年度から子育て世帯の負担軽減を進めるということで、子どもの数が多いほど国保税が引き上がる、現状、現在の制度では子どもの数が多いほど国保税が引き上がっていくこの均等割という計算の要素、この部分についての半分、5割を未就学児に限っては公費で軽減すると、これを制度化したわけです。この関連で私も昨日予算の中でも特別委員会の中で質問した経過がございます。こうした軽減措置が制度化された。このこと自身は、厚労省がやはり均等割について大きな課題を残しているという認識をしていることの表れだと思いますし、軽減措置を一部適用するというところに踏み切ったという背景があるというふうに思います。今回の改正、計算方法については、この流れに私は逆行しているものではないかと思っております。調べましたところ、全国知事会も昨年の7月の対政府予算要望、かなりのページでありますけれども、その中の一部に子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨にのっとり、子どもの範囲を限定せず、均等割保険料を免除するとともに、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等、様々な財政支援の方策を講じることという要望書の一部に含まれて、提言をしているところであります。

こういった状況を踏まえまして、私は確かに都道府県の制度にまとめていくという方向で現在動いているということは確認しておりますし、町としても令和5年度の段階で道が示している計算方法に完全合致させたという報告も受けているところであります。その上で、私は今回の条例改正についてはさきに述べたような理由から反対するというところで表明させていただきます。

以上であります。

○議長（青羽雄士君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

これより議案第12号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありましたので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（青羽雄士君） 日程第14、議案第13号 ニセコ町草地畜産基盤整備事業の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町草地畜産基盤整備事業の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（青羽雄士君） 日程第15、議案第14号 ニセコ町公園条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 ニセコ町公園条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長(青羽雄士君) 日程第16、議案第15号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第16号

○議長(青羽雄士君) 日程第17、議案第16号 ニセコ町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号 ニセコ町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

○議長(青羽雄士君) 日程第18、議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号から日程第23 議案第22号

○議長(青羽雄士君) 日程第19、議案第18号 令和6年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第23、議案第22号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件まで5件を一括議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、木下裕三君。

○予算特別委員長(木下裕三君) 予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第18号 令和6年度ニセコ町一般会計予算から議案第22号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計予算までの5件については、3月13日及び14日、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査しました。本委員会は全議員で構成されていることから、審査の概要と結果については簡潔に報告いたします。

質疑では、地域通貨の環境整備、地域公共交通、ニセコ福祉会への支援、ファミリーサポートセンターなどの子育てに関する事業、公共施設への太陽光発電の設置、その他農業や観光振興対策事業、また高校教育や有島記念館に関する事業など各事業などについて多くの質疑が行われました。

採決は起立で行い、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全てにおいて全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長(青羽雄士君) 委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたので、省略します。また、討論についても同様につき、省略いたします。

これより議案第18号 令和6年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計予算の件を起立により採決します。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第23号から日程第25 議案第24号

○議長(青羽雄士君) 日程第24、議案第23号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算、日程第25、議案第24号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算、この2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、議案の第23号、日程第24、議案第23号でございます。フォルダの先頭が203番、203のフォルダをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。議案第23号でございます。先頭ページが203でございます。

議案第23号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年3月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表の繰越明許費でございます。事業名が2つありますが、上のほうです。まず、給付金・定額減税支援事業、金額が5,144万5,000円、これの繰越しということでございます。この繰越しにつきましては、2月の臨時会で議決をいただきました低所得者支援及び定額減税補足給付支援、これに関わる4つの給付金及びその事務費を繰り越すというものでございます。このたびの給付は、1つ目が令和5年度均等割のみ課税世帯給付、それから2つ目が低所得者、子ども加算給付、それから3つ目が令和6年度非課税均等割のみ課税世帯給付、最後は定額減税調整給付のこの4つでございます。最後の定額減税調整給付につきましては、令和6年度に4万円の減税、住民税が1万円、それから所得税分が3万円でございますが、これを行いますが、減税額が4万円に至らないという場合に差額を給付するというものでございます。2月に可決いただいたこれら4つの給付に係る予算は全体で6,812万2,000円でございますが、その

うち5,144万5,000円を繰り越しまして、令和6年度も引き続き給付作業を継続するというものでございます。ちなみに、財源は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを充当するというところでございます。続きまして、フォルダの……同じですね。ごめんなさい。2つ目でございます。こちらの繰越しにつきましては、2つ目の社会保障・税番号制度システム整備事業929万5,000円、こちらの繰越しでございます。これらにつきましては、先ほど3月の補正もさせていただいて、それを可決いただきましたが、これらを含めて、今回の323万3,000円の補正を含めまして全体で929万5,000円の予算がございまして、これを新年度にこちらについても繰り越して実施をするということで、改めまして内容でございますが、法改正に伴う戸籍及び戸籍付票への氏名等の振り仮名を振るための対応及びマイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記、これに対応するシステム改修経費、これが今回3月での補正をもちまして確定したということをもちまして、これを全て繰り越して、令和6年度から実施するという形でございます。

議案の第23号については以上でございます。

続きまして、ファイルの204、頭が204、これをお開きいただきたいと思います。

日程第25、議案第24号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,477万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,477万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページの第1表、歳入歳出予算補正から4ページまで、これらについては記載のとおりでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出でございますが、今回の補正額、これが記載されておりますが、今回の補正額は5,477万9,000円、財源の内訳、右側でございますが、こちらについてはその他財源、これは基金でございますが、この基金を活用してその他財源に充てておるということですが、これが5,398万6,000円、それからその隣の一般財源、これは前年度繰越金ということで充ててございますが、これが79万3,000円ということでございます。

歳出から説明をさせていただきますので、8ページを御覧いただきたいと思います。まず、2款1項1目8節の普通旅費7万8,000円、これにつきましては職員募集の応募状況を改善するために札幌で開催される転職フェア、これに参加し、PRを行うというための職員旅費が3名ということでございます。それから、その下、18節の転職フェア参加負担金71万5,000円、これはその際のブースの借り上げと。ただいまのフェアに参加する負担金ということでございます。職員の採用につきましては、令和5年度につきましてはいわゆるこれまではよく町村会を經由しての採用ということに重きを置いておりましたが、今年度については町村会での採用がなかったということも含めて、そ

れでも採用は続けなければなりませんので、町独自に4回ほど採用の取組をしております。何とかそれによって職員の確保はしているということなのですが、まだまだやっぱり人材不足ということもありまして、特に建設ですとか水道の技術者ですとか、そういうところの応募がなかなか、ここはニセコ町に限らずということですが、その辺のところは課題もございまして、今回の転職フェアについて補正をさせていただきたいということですが、これについては、ニセコ町の採用ということで実施をいたしますが、同時に町内の例えば高齢者の施設ですとか、そういうところも含めて、今回の議会でも少しお話し申し上げたかと思いますが、採用の部分が相当苦戦をしているということもございまして、それらのPRも併せて、ニセコ町全体の雇用としてのPRも含めてやってまいりたいと考えているところでございます。

それから、9ページでございます。10款2項小学校費、1目14節のニセコ小学校営繕工事1,848万9,000円、それからその下、近藤小学校営繕工事1,505万9,000円、その下、ニセコ中学校営繕工事1,713万8,000円、その下、ニセコ高校寄宿舎営繕工事330万円、このページにつきましては、いずれも夏の暑さ対策として各小中高校の關係に空調設備、これを設置するというための必要な経費を補正させていただきたいというものでございます。なお、ニセコ小学校の工事はエアコン關係の設備を早期に確保して、可能な限り夏前に間に合わせるということができるようエアコン本体等を先行設置するという工事内容となつてございまして、別途電気配線、それから受電設備の増設等が必要となつてまいります。このほかになつてまいります。これらの設計ができ次第ニセコ小学校については改めて關係予算を別途補正をさせていただきたいと考えているところでございます。まずは、この夏に何とか間に合わせたいということでございます。それから、ニセコ高校寄宿舎ということにつきましては食堂、それから調理室等にエアコンを設置するという中身でございます。

6ページに戻っていただきまして、歳入でございますが、19款1項4目1節の公共施設整備等基金繰入金5,398万6,000円、ただいまご説明を申し上げました学校施設のエアコン整備に充当させていただきたいと考えております。これによりまして公共施設整備等基金繰入金の残額については3億806万8,000円ということでございます。

それから、20款1項1目1節、前年度繰越金が79万3,000円、これにつきましては歳入歳出の均衡を図るための補正ということでございます。

なお、補正の予算の詳細ということにつきましては、既にアップをしておりますが、頭の番号、ファイル番号が205と、こちらのほうにも私がただいま説明した内容を詳細に記載をしているというところでございます。

議案の第24号の説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時20分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（片山健也君） 貴重な時間取っていただきましてありがとうございます。ただいま提案させていただいた予算の関係で1点漏れがありましたので、差し替えさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 大変申し訳ございません。フォルダの203の繰越しの部分でございます。よろしく願いいたします。203のフォルダをお開きいただきまして、議案の第23号でございます。よろしいでしょうか。

この2ページ目、第1表、繰越明許費補正でございます。この表中、真ん中に2款総務費、1項総務管理費、その次でございます。事業名として商品券発行事業というふうになっておりますが、3月補正で可決をいただきました、暮らし応援のためのポイント配付という形で可決をいただいた事業につきましてこの後繰越しをさせていただいて、新年度で実施するという形なものですから、繰越明許の補正ということをごささすところがこの真ん中の表の部分が抜けておりました。大変申し訳ございません。金額については2,906万4,000円ということでございます。おわびをして、訂正をさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

それから、もう一つ、議案の第24号、これにつきましては訂正ではございませんが、説明がちょっと不足しているところがございます、小学校等のクーラーの設置の関係でございますけれども、現状で基金を充当してということをお話をさせていただきましたが、それでスタートはするのですが、これについては特別交付税の対象ということで、7割は特別交付税で対応させていただくという予定でございますので、この特別交付税、確定をいたしましたら、また補正をさせていただいて、予算の組替えをさせていただくと、そのような予定でございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（青羽雄士君） これより議案第23号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、斉藤議員。

○7番(斉藤うめ子君) 先ほど説明がありました9ページですか、学校のクーラーの件なのですが、ニセコ小学校、近藤小学校、中学校、それから高校寄宿舎とあります。前にも少し説明はあったかと思えますけれども、これ校舎のどこというか、全教室どういうふうか、内容です。それをもう少し説明していただきたいということが1点と、それからニセコ高校は寄宿舎のみ載っていますけれども、高校の校舎の教室や何かはどうなっているのでしょうか。つい先日の子ども議会でもニセコ高校の生徒さんが暑さで授業に集中できない、授業に集中するのが大変なので、ぜひ教室にもエアコンをつけてほしいという意見がありました。その点についてどのように、全部設置するのか、それからどこに、どういうふうな計画しているのか伺いたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 淵野課長。

○学校教育課長(淵野伸隆君) ただいまの斉藤議員の質問にお答えしたいと思います。

今回まず小学校、中学校につきましては、それぞれの普通教室等に設置をする予定としております。具体的には、ニセコ小学校が普通教室が11室、特別支援教室が3室です。なお、ニセコ小学校については、先ほど副町長からも説明させていただいたとおり、今回の工事費についてはエアコン本体ですとか室外機を先行設置するのみの工事となっております。このため、電気配線部分についてはさらに設計をした上で別途補正予算を提案させていただきたいというふうに考えております。また、さらにですけれども、ニセコ小学校についてはこの2つの工事で通常の児童が使用する教室のエアコンの設置は済むものの、電力に余裕がない状況でして、一部の教室については室内の照明もちょっと制限しながらという状況での運用となります。このことから、受電設備の抜本的な増設も必要と考えておまして、その後にさらに受電設備の改修ですとか、それから職員室、保健室等の設置について追加をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、近藤小学校ですけれども、近藤小学校については普通教室が6室、それから特別支援教室が1室、それと職員室、校長室に設置をいたします。ニセコ中学校については普通教室が6室、特別支援教室が4室、それから保健室、職員室、校長室、以上を予定してございます。

それから、2つ目のご質問、高校の校舎本体の部分というところでございますが、ニセコ高校についてはワールドビレッジの設置ですとか、それから今多目的ホールの使い方を変えたり、教室の使い方も、現在学校の授業自体がグループ学習を主体とした授業展開などしておまして、今後の教室の使い方が大きく変わっていくと、そういった状況にございます。また、職員室については、ご承知かと思えますけれども、全面ガラス張りというような構造になっておまして、どのように

設置するかももう少し検討を要しておりますので、精査の上改めて提案をさせていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） 同じくニセコ高校寄宿舎のほうなのですけれども、こちら私もちよつと情報もなく、中も拝見したことないのですけれども、聞くところによると部屋自体がかなり狭い部屋、これ何畳ぐらいなのかなということと、あとその部屋自体に2名入っていらっしゃるということ、あとその中で洗濯物も乾かしている、そういう中でいくと夏、湿度も上がってしまう部屋の中全てにクーラー、空調の設置というのは難しいのですけれども、何かしらの方法で対応していかなければならないかなと思っております。24時間教室のほうでも空調がなく、寄宿舎に戻っても空調がない状態。もちろんこの300万円で調理場のほうですか、には空調はつくと思うのですけれども、実際皆さん部屋の写真だったり、状況というのを一度把握して、もう一度予算のご検討、今期でも来期でもしていただければなと思っております。2名1部屋、2段ベッドですか、何畳かというのをもう少しちよつと状況を教えていただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

申し訳ありません。寄宿舎の正確な平米数ですとか大きさはちよつと私今持ち合わせていないのですけれども、大きさとしては6畳はないと思います。縦長の細い部屋に2段ベッドとテーブルが入っているような状況で使っております。子どもたち、洗濯物を自分の室内に干しているほか、寄宿舎の中には乾燥機を置かせていただいておりますので、乾燥機を使って乾かせるものは乾かすですとか、そういった対応を取らせていただいております。今回の予算提案については、330万円予定しておりますけれども、まず1点は寄宿舎にある全員で使う食堂、ここにエアコンを入れますので、そこがまず一つのクールダウンするとか、そういった場所になるかなというふうに考えてございます。それから、そのほかにも、ちよつと来年の入寮の状況がまだ確定していないので、空き部屋ができるかどうかははっきりしないのですけれども、うまく空き部屋が出た場合はその部屋にエアコンを設置しまして、例えばちよつと体調が悪いですとか、そういった場合にはその部屋を休養室、寄宿舎の中の保健室的な役割として使っていく中で子どもたちの生活環境を維持していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第27 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第27、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第28 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第28、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎日程第29 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第29、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則74条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて第2回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (原本自署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (原本自署)